+//. ~ =/.//	I-H: \\L		tel.	र्षा र्चन निर ्कार
車体の形状	構造	- '	生	留意事項
放送中継車	放送法に基づく放送事		, , , , , ,	1 ムフ田人によ マ
	ジオ中継等の放送中継業			は その老が徒田老し
	であって、次の各号に掲	ける構造	上の要件を満足してい	なることを委任状等の
	るものをいう。			書面により確認を行う
	1 テレビ中継を行う自		=	0 - 2 / 40
	必要な設備を有し、ラ	ジオ中継	を行う自動車はラジオ	
	中継に必要な設備を有	し、音声	中継等を行う自動車は	用者となる場合にあっ ては、当該自動車の使
	音声中継等に必要な設	備を有し、	、かつ、画像、音量調	用者が、放送法(昭和
	整等を行うための専用の	の調整室を	を有すること。	25 年法律第 132 号)
	2 放送中継地まで送信	すること	ができる送信設備等を	に基づく放送事業者等
	有すること。			であることを証する書
	3 放送中継設備を作動	させるた	めの動力源及び操作装	面(電波法(昭和 25
	置を有すること。			年法律第131号)に基
	ただし、外部から動	力の供給	を受けることにより放	づく放送を行う無線局 の免許状)の写しの提
	送中継設備を作動させ			VOULTING VOTO COME
	装置及び操作装置を有	_		る。また、放送事業者
	4 当該自動車の車体の	, • •	,	以外の使用者(放送事
	者を示す表示がなされ			業者以外の者には、教
	1 5 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		C 0	育の一貫として放送に
				かかる学部を擁する大 学及び放送事業者の委
				子及び放送事業者の姿託により放送中継業務
				を行う番組を制作する
				法人に限られる。)の
				場合には、当該自動車
				の使用目的と使用者の
				業務の関連を記載した
				書面の提出を求めるものとする。なお、当該
				自動車の所有者が放送
				中継車として道路運送
				車両法第 71 条に規定
				する予備検査を受ける
				場合においては、交付
				申請時に当該書面の写
				し(日本放送協会が使用者はなる。
				用者となる場合にあっ ては、委任状等)の提
				出を求め確認を行うも
				のとする。
				・車体の両側面への表
				示文字は、一辺が
				8cm以上の大きさで
				あり、かつ、容易に 消せないもので地色
				おしないもので地色 と同色でないこと。